

56. 01

位置商標の願書への記載について

位置商標は、商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標であるため、願書の商標記載欄に記載する商標（以下「商標見本」という。）及び商標の詳細な説明から、標章及びそれを付する位置が明確に特定されていなければならない。

したがって、商標の詳細な説明の記載については以下のとおり取り扱う。

1. 標章の記載について**(1) 基本的な考え方**

商標の詳細な説明は、商標見本に記載された商標を特定するものでなくてはならないため、商標見本と商標の詳細な説明に記載された標章が一致しない場合には、第5条第5項の要件を満たさないものとする。

(2) 標章に色彩が付されている場合の留意点

位置商標として認められる標章は、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。」とされている¹とおり、色彩のみを標章とするものは、たとえその標章を付する位置を特定していたとしても位置商標としては認められない。（そのような商標は、色彩のみからなる商標として出願するのが適切である。）

そこで、商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなる商標であるかのような記載（例えば、「○○部分を×色とする構成からなる」という記載）がある場合には、位置商標として認められないことから、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。また、同時に、当該記載がある場合には、標章が一致しないため、第5条第5項の要件を満たさないものとする。

(3) 標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合の留意点

商標見本に記載された標章が明らかに立体的形状としてのみ判断される場合

¹ 商標法施行規則 第四条の六 商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標（以下「位置商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

に、商標の詳細な説明に当該標章が平面図形であるかのような記載（例えば、「○状の図形からなる」という記載）がされている等の場合には、第5条第5項の要件を満たさないものとする。

2. 位置の記載について

商標の詳細な説明の記載は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならないため、商標の詳細の説明の記載において商品等における標章を付する位置について具体的かつ明確な記載がされていない場合には、第5条第5項の要件を満たさないものとする。

商標見本はあくまで位置商標の使用態様の一例にすぎず、商品の形状等に応じて標章を付する位置が若干変わることも想定し得るものである。

そのため、商品等における標章を付する位置についてなされた記載が、標章の大きさ、標章を付する商品等、取引の実情等を総合的に考慮した上で、商標見本から合理的に解釈し得る位置の範囲に含まれていれば、標章を付する位置は特定されたものと取り扱う。

なお、標章を付する商品等とは、当該商品の種類、大きさ及び形状等、当該商品等の部位の大きさ及び形状等のことをいい、取引の実情等とは、当該商品等の取引業界における需要者の認識（例えば、シャツにおける標章を付する位置についての需要者の注意力）等のことをいう。

(例1)位置を特定していると認められる商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

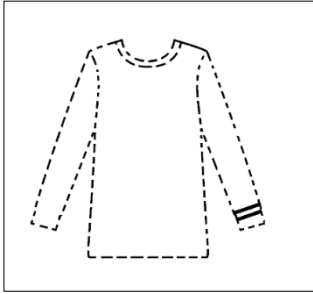
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖の袖口部分の周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 位置を特定していると認められない商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)